

検察庁法改定「法案」の撤回を求める意見書

政府が1月31日に閣議決定した国家公務員の定年を引き上げる関連法案の一つ検察庁法改定「法案」は、東京高検検事長黒川弘務氏をめぐる役職延長などの検察人事に、内閣が介入する仕組みが盛り込まれている。

政府は、従来、検察官の定年延長は認められないとしてきたが、閣議で東京高検検事長の定年延長を決め、さらに検事総長に昇格することも可能とした。

またこれに対し、検察の独立性を損なうとの国民批判も高まっている。

検察官の定年を63歳から65歳に引き上げる同「法案」には、「内閣が定める事由があると認めるとき」は63歳以降も検事長などの役職の延長が認められ、さらに「内閣の定めるところにより」再延長も可能となる規定が盛り込まれている。一内閣の判断で、特定の検事長などをその職務にとどめることができるというのは、検察人事を官邸が握ることにほかならない。

3月14、15日に朝日新聞が実施した全国世論調査(電話)では、安倍政権が法解釈を変えて定年延長を決めたことに55%が「問題だ」と答え、「問題ではない」の24%を上回っている。

「桜を見る会」問題などで、安倍首相が刑事告発されているもとの、自らを調査し、起訴するかもしれない検察上層部の人事に、内閣が介入する仕組みをつくることは、三権分立の理念に反するものである。

よって、町田市議会は、検察庁法改定「法案」の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。